

社会福祉法人わらしべの里
令和7年度 法人本部 事業計画

1 理事会・評議員会の運営

(1) 定例の理事会・評議員会を次のように開催する。

理事会

実施月日	主な議案
令和7年5月24日(土)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・前年度の事業報告及び決算報告
令和7年6月14日(土)	・理事長の選任について ・業務執行理事の選任について
令和7年11月19日(水)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・その他 必要な内容
令和8年3月21日(土)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・当該年度予算の補正及び事業計画の変更 ・次年度の事業計画及び当初予算

以上の他、必要に応じて臨時の理事会を開催する。

〈参考〉定款第17条第3項

理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

評議員会

実施月日	主な議案
令和7年6月14日(土)	・前年度の事業報告及び決算報告

以上の他、必要に応じて臨時の評議員会を開催する。

監事監査

実施月日	主な監査内容
令和7年5月14日(水)	・前年度の事業報告及び決算報告について
令和7年11月19日(水)	・当年度 上期の事業運営状況及び予算執行状況について

以上の他、必要に応じて臨時の監査会を開催する。

評議員選任解任委員会

実施月日	主な監査内容
令和7年4月16日(水)	・次期評議員の選任について

以上の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

- (2) 栃木県等の主催する社会福祉法人役員研修会等には積極的に参加する。
- (3) 監事による内部監査は半期毎に行い、法人・施設の財務及び経営状況に関するチェックを強化する。

2 人材育成と職員処遇の充実

- (1) 労働時間の短縮等労働条件の改善及び業務省力化
質の高い職員の確保及び定着化を図るために、魅力ある職場環境づくりに努める。パソコンや様々なアプリケーションを活用し効率的な事務処理を行う。
- (2) 職員研修等人財育成・資質の向上対策の推進
栃木県社会福祉士会の講師派遣研修事業を活用し、施設内研修を行う。また、他の施設・事業所と連携し研修や交流の機会を作る。
- (3) 福利厚生等の士気高揚策の充実
職員に対する健康診断の適切な実施、福利厚生センターの活用等士気高揚策に取り組む。

3 多機能型事業所「わらしべの家」の経営

就労継続支援事業B型並びに生活介護事業について、生産活動を主とした「良質かつ安心、安全なサービス」を継続して提供する。また、新型コロナウイルスの感染予防を継続して行う。また、作業工賃向上のため、新規事業の検討や新規取引先の開拓を行う。

4 共同生活援助事業（グループホーム）の経営

仲間の居住の場の確保のため、共同生活援助事業を実施する。また、サービスの提供にあたり、居住の特性を踏まえ家庭的な雰囲気大切に、安心・安全なサービスを提供する。

5 日中一時支援事業（公益事業）の実施

「特別支援学校等の長期休暇を利用した児童・生徒の受入れ」、「卒業後の進路選択の一環とした受入れ」及び「在宅の障がい児・者の受入れ」、「早朝や就労日／生活介護事業終了後の夕方時間の預かり」に対応し、各学校・関係市町と綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

6 指定特定相談支援事業「相談支援事業所 わらしべの家」の経営

相談支援事業所が充足していない状況や利用者・保護者の長期的な安心を担保する意味を含め、相談支援事業を継続して実施する。

7 公益的な取り組み

栃木県社会福祉法人による『地域における公益的な取組』推進協議会に加盟し、その中でいちごハートねっと事業を行う。

8 その他

- (1) 地域と共存する事業所として、地域自治会への協力や各種実習の受け入れ、関係機関・団体との連携・協力等を行い、地域での役割を積極的に果たすことが出来るよう努める。
- (2) 法人の理念・事業内容・施設行事のみならず、財務・経営状況についてもホームページ等で公開し情報公開を行う。
- (3) 利用者支援の質の向上の一環として、また職員処遇の充実の一環として、施設設備の補修や改善を随時実施する。
- (4) 物価高騰への対応として、より一層の効率的な運営に努める。(日々の節約・節電、各種契約の見直し等)